

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年10月5日（平成30年（行個）諮問第174号）

答申日：平成31年2月6日（平成30年度（行個）答申第179号）

事件名：本人による行政相談に係る相談対応票の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月15日付け関東相第68号により関東管区行政評価局長（以下「処分庁」又は「不作為庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

（1）審査請求書

ア 原処分に至る経緯

（ア）審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）29条1項規定で当該個人情報取扱事業者保有個人情報データ内容の訂正請求をし、当該個人情報取扱事業者は同条2項規定で不訂正を決定し、同条3項規定で審査請求人に訂正請求回答書の通知をした。

審査請求人は、当該個人情報取扱事業者の訂正請求回答書は法令違反と思料されたため、当該認定個人情報保護団体に苦情相談し、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針に基づく、団体の審査委員会から回答を受け取ったが、当該個人情報取扱事業者の訂正請求回答書は適正であるという苦情処理回答書であった。

（イ）（ア）記載について、審査請求人は個人情報保護委員会に行政手続法36条の3第1項規定の申出をし、結果連絡があり、「手続した。他は相手方の不利益になるので何も話せない。」ということで

あった。

(ウ) 不訂正通知はなぜ適正であるのか、個人情報保護委員会は個人情報保護法 29 条 2 項規定の違法に同法 42 条 1 項規定は監督権限を行使できるが、「手続した。他は相手方の不利益になるので何も話せない。」では、説明不足で何も分からないため、当該行政庁にどのような手続をしたか、同委員会の担当職員に尋ねて頂けないかと行政相談をした。同委員会からは当該申出人に結果連絡で話したことと同じであるとの行政相談の回答であった。

(エ) (ウ) 記載について当該行政庁（原文ママ。以下同じ。）に開示請求をし、原処分決定通知を受け取った。

イ 個人情報保護委員会への行政手続法 36 条の 3 第 1 項規定の申出について

審査請求人は当該個人情報取扱事業者の患者で、a 病院にセカンドオピニオンに行くため、セカンドオピニオンに必要な診療記録の写し、レントゲンフィルムの写し等の資料を受け取る日にちの変更をしたいため、特定 A 日に当該個人情報取扱事業者の外来に電話をした。その際に看護師から、「貴方はセカンドオピニオンに行って病院を替えるつもりですか。当医院で手術をしないということですか。」と質問があったので、「分かりません。」と答えた。この質問を含め、他の全ての質問内容に違和感があったので、直後に会話をしたとおりに紙に書き留めておいた。特定 B 日に保有個人情報の診療記録の開示をしてみると、この部分は、「セカンドオピニオン先での治療も検討していると。」と審査請求人は話している記録になっていた。

特定 C 日の診察で、特定 A 日の質問について医師に尋ね、医師は「セカンドオピニオンに行くということは、どこで治療するか、どうやって治療するか等、尋ねて判断材料にするために行くことであるから、特定 A 日の時点では、なにも分からない。」ということであった。

「セカンドオピニオン先での治療も検討していると。」という部分は事実でないので、個人情報保護法 29 条 1 項規定で訂正請求し、事実と異なる指摘は、この質問内容には、分からないという以外答えようがない。「セカンドオピニオン先での治療も検討している。」とは話していない事実であって、セカンドオピニオンに行ったのは特定 A 日の後日、特定 D 日であるから、記録が書かれた特定 A 日の時点で、セカンドオピニオン先の治療の検討は物理的・合理的にできない。検討は調べたうえで考えることであるから、担当医の治療方法の一つしか提示されておらず、他の治療方法を判断する

材料がない記録が書かれた特定A日の時点で、セカンドオピニオン先の治療の検討は物理的・合理的にできない。紙に書き留めておいた証拠、特定C日の医師との会話の録音証言を根拠として添付し訂正請求し、当該個人情報取扱事業者は同条3項規定で訂正請求回答書の不訂正の通知をした。

当該個人情報取扱事業者の個人情報保護法31条規定の理由説明は、「病院の主観で不訂正を決定した」というもので、あり得ない不当な理由なので、当該認定個人情報保護団体に苦情相談をした。2団体のうち1団体の回答書は、訂正請求箇所は看護師の判断の該当に当るもので事実の該当ではないので訂正の必要はない。看護師の当時の認識が変われば訂正するが、看護師の当時の認識が変わらなければ訂正しないというもので、看護師の当時の認識は変わっていないので訂正はしないというもので、及びうち1団体の回答書は、診療記録は患者の発言を詳細に逐語的に書くものではないので訂正はしない。という趣旨で不訂正の決定は適正である回答書であった。

しかし、この2団体ともに審査請求人に苦情処理の事情調査は実施していないので個人情報保護法52条1号規定に違反している事実、訂正請求箇所以外の部分も含めて審査されており同法54条規定の目的外利用の違法、同法52条2号規定の当該個人情報取扱事業者からの説明は苦情処理回答書に記載が一切ないことや、ほかにも苦情処理回答書からは2団体と当該個人情報取扱事業者は利害関係にあるため、不訂正決定を弁護していると思料される等、違法と思料されることが多くあった。

当該個人情報取扱事業者、当該認定個人情報保護団体とともに、個人情報保護法29条2項規定の条文に沿った措置が取られておらず、及び、医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに基づいた措置が取られていない訂正審査の実施方法であり、審査請求人に対する当該個人情報取扱事業者、当該認定個人情報保護団体の不訂正処分に対し、審査請求人は個人情報保護委員会に行政手続法36条の3第1項規定で、当該個人情報取扱事業者、当該認定個人情報保護団体の処分等の求めを申し出た。

ウ 上記ア記載の経緯で当該行政庁から原処分をされ、当該行政庁は不開示とした部分とその理由は、平成30年度（行個）答申第30号（以下「先例答申」という。）第5の2記載の欄【No. 2】より、法14条7号柱書き及びイの該当である。

しかしながら、当該行政庁は、法14条7号柱書き及びイの該当の「支障」「おそれ」について、法的保護に値する蓋然性を具体的に説明していない。

不開示とされている部分が開示されても、個人情報保護委員会が行う個人情報取扱事業者等に対する調査・検査手法等が具体的に明らかにならないし、同委員会による調査・検査を受ける個人情報取扱事業者等において対策を講じることは可能にならないと思料される。

(ア) 先例答申第5の2記載「個人情報保護委員会が行う個人情報取扱事業者等に対する調査・検査手法等が具体的に明らかになると認められる。」について

a 現在、本件相談対応票の開示されている部分からは、「当該行政相談の相談者は民間病院のカルテに記載されている内容が事実と異なることについて、認定個人情報保護団体に対する指導や勧告を行うよう厚生労働省に申立てをしてきたが、所管が個人情報保護委員会に移り、同委員会に行政手続法36条の3規定の申出をして、同委員会は当該申出人に、手続した。手続の具体的なことを明かすと病院側の利益が損なわれると結果連絡した。」と読み取ることができる。

先例答申第5の2イ(ア)記載に「どのような事案の内容であれば」とあるが、このどのような事案の内容であるか、現在、開示されている部分に詳細、具体的内容は記載されておらず、本件相談対応票の開示部分と不開示部分を突合せしても、個人情報保護委員会が行う調査・検査手法等は具体的に明らかにならないと思料される。

どのような事案の内容かは上記イ記載であり、事実と異なる原因、事実関係の過程、違反行為と思料される内容、第何条の違法か等が具体的に本件相談対応票に記載されていれば、個人情報保護委員会が行う個人情報取扱事業者等に対する調査・検査手法等が具体的に明らかになる場合もあり得るが、本件相談対応票の開示されている部分の相談内容欄に記載されていることは、所管が厚生労働省から同委員会に移ったことによる行政手続法36条の3第1項規定申出に至る経緯の大概、同条3項規定の同委員会の結果連絡の「手続した。相手側の不利益になる。」のみの記載であり、及び、調査結果欄の記載は、同じく上記イ記載のように同条1項規定の申出がどのような事案の内容によるものか具体的なことは記載されていないので、不開示部分を開示しても、同委員会の調査・検査手法等は具体的に明らかにならないと思料される。

b 開示されている調査結果欄の「貴省に対しても同様の回答しかできない。」、「どのような手続を行ったかを明かすことは、病院側の利益を損なうことになる。」、「相談者に回答した以上の

回答はできないとしており、個人情報保護委員会の裁量に任せられている。」等を総合すると、不開示とされている部分は、同委員会が調査・検査手法等を秘匿している情報であるとは思料されない。同委員会が秘匿している調査、検査手法等であるならば、審査請求人の個人情報や当該個人情報取扱事業者、当該認定個人情報保護団体の法人情報を、利用目的の範囲を超えて審査請求人や当該個人情報取扱事業者、当該認定個人情報保護団体の許可を得ることなく無断で、第三者に調査・検査手法等を話しているとは思料されない。及び、同委員会と当該行政庁が、同委員会の調査・検査手法等の具体的な内容を知っていて2行政機関で共有し、同委員会の措置、判断を秘匿にしなければならない特別な情報であるとは思料されない。

本件相談対応票に事実と異なる原因、事実関係の過程、違反行為と思料される内容、第何条の違法か等のような事案の内容であるか具体的な記載は一切ないため、個人情報保護委員会の具体的な調査・検査手法、措置したことに直接的に結びつく情報ではないと思料され、不開示部分が法14条7号柱書き及びイ該当の支障やおそれのある法的保護に値する情報ではないと思料される。

- c 行政手続法36条の3第3項規定の条文は、「必要な調査を行い」であるので、個人情報保護委員会の調査・検査手法等は法令に基づき必要な調査をしているのであるから、不開示とされている部分には、「必要な調査を実施した。」旨の記載がされていると推測される。また、同委員会の開示決定通知の対象文書【No.3】からも必要な調査の実施と項目だけは開示されているので、「必要な調査を実施した。」旨の記載がされていると推測される。

行政手続法36条の3第3項規定の必要な調査のほか、個人情報保護委員会の監督権限による検査は、個人情報保護法40条1項（報告及び立入検査）規定、及び56条（報告の徴収）規定であるので、「個人情報取扱事業者に報告を求めた」、「個人情報取扱事業者の立入検査をした」、「認定個人情報保護団体に報告を徴収した」という記載であれば、法人名が記載されていると主張はされていないので、これらは条文で客観的に了知している情報である。

「行政指導をした」、「処分をした」という情報であっても、法人名が記載されていると主張はされていないので、行政手続法36条規定の趣旨は、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要が

あると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うのであるから、客観的に了知している情報で、「必要な調査を行い、当該個人情報取扱事業者、当該認定個人情報保護団体に行政指導をした」、「必要な調査を行い、当該個人情報取扱事業者、当該認定個人情報保護団体を処分した」という一般的、抽象的な情報であれば、法人名が記載されている主張はなく、調査・検査手法等に実質的な支障が生じることはないと思料される。

d また、個人情報保護委員会に行政手続法 36 条の 3 第 1 項規定で申出したことに対する文書一切の開示請求をしても、開示決定通知（個情第 1354 号）対象文書【No. 3】のみの開示で、他に存在する文書がない事実は、同法の不利益処分の措置は取られていないと思料される。従って、不開示部分が開示されても、調査・検査手法等に実質的な支障が生じることはないと思料される。

(イ) 先例答申第 5 の 2 記載「今後、個人情報保護委員会による調査・検査を受ける個人情報取扱事業者等において対策を講じることが可能になる。」について

a 上記（ア）記載のとおり、事実と異なる原因、事実関係の過程、違反行為と思料される内容、第何条の違法か等、行政手続法 36 条の 3 第 1 項規定の申出がどのような事案の内容であるかが本件相談対応票に記載されていないので、個人情報保護委員会が行う個人情報取扱事業者等に対する調査・検査手法等は具体的に明らかにならないため、不開示部分が開示されても、今後、同委員会による調査・検査を受ける個人情報取扱事業者等において対策を講じることが可能にはならない。

b 現在、本件相談対応票の開示されている部分からは、「当該行政相談の相談者は民間病院のカルテに記載されている内容が事実と異なることについて、認定個人情報保護団体に対する指導や勧告を行うよう厚生労働省に申立てをしてきたが、所管が個人情報保護委員会に移り、同委員会に行政手続法 36 条の 3 規定の申出をして、同委員会は当該申出人に、手続した。手続の具体的なことを明かすと病院側の利益が損なわれると結果連絡した。」としか読み取れない。上記イ記載のように、事実と異なる原因、事実関係の過程、違反行為と思料される内容、第何条の違法か等が記載されていないので、本件相談対応票の開示されている部分から読み取れる情報だけで、これに不開示とされている部分が開示されて突合せしても、他の個人情報取扱事業者等が同委員会の調

査・検査手法等の着眼点や判断基準を推測できるとは思料されない。

個人情報保護委員会は、行政手続法 36 条の 3 第 3 項規定、個人情報保護法 40 条 1 項規定、56 条規定、及び 42 条規定、57 条規定等で監督権限を行使できるのだから、逃れることは可能でないと思料される。同法 29 条 2 項規定の事実と異なることの原因等に対しては個別であり、同委員会は個別で検討され、調査・検査の実施や合理的判断がなされるもので、他の個人情報取扱事業者が同委員会の行う調査・検査等に備えて要所の準備をする等、予め対策を立てられる性質のものではないと思料される。

診療記録の開示請求した後、事実と異なることの証拠や根拠は訂正請求する側が用意するものなので、究極の証拠に当たる、診療記録、事実と異なる証拠は既に訂正請求人の手許にあるのだから、個人情報取扱事業者が、その後に診療記録を改ざんや隠ぺいしても意味をなさない。予め対策を立てられる性質のものではないと思料される。（下記記載、【No. 4】参照）

これら総合すると、不開示とされている部分が開示されても、正確な事実の把握が困難になることや適正な遂行に支障はないと思料される。

- c 他方、現在、行政手続法 36 条の 3 第 1 項規定の申出をしても個人情報保護法 29 条 1 項規定の不訂正の取消しはされていない事実であるため、個人情報保護委員会の監督権限の行使に基づいた判断で、当該個人情報取扱事業者、当該認定個人情報保護団体に違法はなかったものと受け取らざるを得ない。

個人情報保護委員会の開示決定通知（個情第 1354 号）対象文書は全面的黒塗りで、行政手続法 36 条の 3 第 3 項規定は何がどのように是正されたのか理解に及ばず、当該個人情報取扱事業者、当該認定個人情報保護団体に違法はなかったものと受け取らざるを得ない。

そうなると、個人情報保護法 29 条 3 項規定の訂正請求回答書、同法 52 条規定等に不当な点はないため、今後、個人情報保護委員会による調査・検査を受ける他の個人情報取扱事業者等において、対策を講じる事案ではないといえることになる。前提は違法のない今回の事案であるのだから、今後、他の個人情報取扱事業者等が対策を講じる事案ではないので、不開示とされている部分が開示されても、何ら支障、おそれはないと思料される。

エ 1条と法14条7号柱書きは、当該情報を開示することにより計られ得る個人の権利を衡量した上でなお個人情報保護委員会の適正な事務の遂行が当該情報を非開示とすることにより保護に値する情報ではないと思料され、本件相談対応票の開示されている部分には、どのような事案の内容であるか具体的な記載はされていないのだから、実質的な支障が生じるおそれ、正確な事実の把握を困難にするおそれの実質・確実なものはないと思料される。

オ 本件相談対応票の不開示情報は他の行政庁から提供された部分で、個人情報保護委員会の監督権限に基づくものであり、先例答申第5の2(1)記載の諮問庁の説明の要旨は抽象的な可能性に留まっている説明で、法14条7号柱書き及びイ該当とされているが、支障、おそれの、実質、確実の主張できないと思料され、以上の点から、本件処分に3記載(審査請求書の3 審査請求の趣旨を指す。)の裁決を求めるため、本審査請求を提起した。

カ その他(上記ウ(イ) b記載について)

訂正請求して診療記録が一度訂正された事例【No. 4】であるが、訂正請求する側に事実と異なる証拠または根拠が必要なので、開示された診療記録、ポラロイド写真1枚が証拠、根拠となって訂正されたものである。

他の個人情報取扱事業者が、この【No. 4】兵庫県病院事業管理者、答申第76号の第4の2異議申立てに係る経緯がない(どのような事案の内容であるかの部分に当る箇所)具体性のない本件相談対応票を見ても、調査・検査手法等の着眼点や判断基準を推測できるとは思料されないし、調査・検査等に備えて要所の準備をする等、予め対策を立てられる性質のものではないと思料される。

(2) 意見書

ア 理由説明書(下記第3を指す。以下同じ。)に反論する。

(ア) 理由説明書に法14条7号柱書き及び同号イ規定該当の「同委員会が行う個人情報取扱事業者等に対する調査・検査手法が明らかになる」とあるが、具体的な理由説明がないことは法14条7号柱書き及び同号イ規定該当となる条件がそろわず、瑕疵であり、どのように同委員会が行う調査・検査手法が明らかになるのか、それにより当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行にどのような支障を及ぼすおそれ、正確な事実の把握をどのように困難にするおそれがあるのか、違法若しくは不当な行為をどのように容易にし、若しくはその発見をどのように困難にするおそれがあるのか、確実かつ実質の具体性のある補充理由説明書を求める。

(イ) 理由説明書に法14条7号柱書き及び同号イ規定該当、「今後、

同委員会による調査・検査を受ける個人情報取扱事業者等において対策を講ずることが可能になり、」とあるが、具体的な理由説明がないことは法14条7号柱書き及び同号イ規定該当となる条件がそろわず、瑕疵であり、どのように個人情報取扱事業者等において対策を講ずることが可能になるのか、それにより当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行にどのような支障を及ぼすおそれ、正確な事実の把握をどのように困難にするおそれがあるのか、違法若しくは不当な行為をどのように容易にし、若しくはその発見をどのように困難にするおそれがあるのか、确实かつ実質の具体性ある補充理由説明書を求める。

(ウ) 提出資料1の答申書（諮問庁：法務大臣，諮問日：平成21年1月10日（平成21年（行個）諮問第113号），答申日：平成24年4月23日（平成24年度（行個）答申第10号）の第3諮問庁の説明の要旨の、たとえば、2補充理由説明書－（2）イb法14条7号柱書きについての「上記「処理結果」欄の不開示部分に記載されている情報は、当該会社の協力により得られたものである。諮問庁の債権回収会社に対する報告・資料提出の命令や、立入検査等の監督権限は、いずれも直接的又は物理的な強制力を伴うものではないから、債権回収会社の任意の協力は、正確な事実の把握や適切な監督のために必要不可欠なものであるところ、これらの情報が開示されることになれば、今後、債権回収会社が諮問庁による事実確認等に対して非協力的又は消極的な態度をとり、その結果、債権回収会社に対する監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、上記「処理結果」欄の不開示部分には、当該会社の報告内容のみならず、諮問庁の担当者の発言等が記載されている。これらの情報は、当該情報そのものから諮問庁の監督手法を直接予測し得るもののほか、当該情報から他の部分に記載された情報を推知することにより、結果として諮問庁の監督手法を予測し得るものなど、当該情報それ自体で又は他の情報と相まって諮問庁の監督手法を予測し得る情報が含まれている。これらの情報が開示されることになれば、他の債権回収会社が諮問庁の監督手法を予測し、事実や証拠の隠ぺいを図るなどして、諮問庁による監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このように、上記「処理結果」欄の不開示部分に記載された情報は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。」に相当する、确实かつ実質の具体性のある補充理由説明書を求める。

(エ) 関東相684号「相談対応票」（本件相談対応票）の当該不開示情報は、調査結果欄に「個人情報保護委員会事務局の説明」とある

ように同委員会事務局から説明があったことが記載されたものであるから、当該諮問庁は、当該不開示情報についての法14条7号柱書き及びイ規定該当の「支障」、「おそれ」について、法的保護に値する蓋然性を具体的に理由説明できないと思料され、法21条規定で事案を移送するべきである。

審査請求書のとおり当該不開示情報を開示しても、個人情報保護委員会事務局の調査・検査手法が明らかになることもないし、個人情報取扱事業者等において対策を講ずることも可能にならないので、同委員会事務局の当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、正確な事実の把握を困難にするおそれ、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれはない。

当該処分庁担当職員からも、個人情報保護委員会事務局から貴方に結果連絡があったとおり、手続した。相手方の不利益になるの後は何も話せない以上のことは、本件行政相談において照会したが、同じ結果で話せないとされている旨、当該不開示部分にこれ以上のことが記載されていれば、行政相談において正確なことが審査請求人に説明されておらず行政相談として適切ではないので、当該不開示部分は同委員会事務局の調査・検査手法が明らかになることもないし、個人情報取扱事業者等において対策を講ずることも可能にならないと思料する。法14条7号柱書き及びイ規定該当の保護には当たらないし、当該不開示情報を開示しても不利益は生じない。

イ 仮に本件相談対応票の当該不開示情報が法14条7号柱書き及びイ規定の該当であったとしても、法16条規定の開示がされることについて

(ア) 当該不開示情報に該当する原因となる事実、及び、当該不開示情報が開示されることにより保護される審査請求人の当該権利利益の内容について

a 個人情報保護法29条1項と2項規定の当該個人情報取扱事業者の義務と審査請求人の権利利益は要約すると次のとおりである。

審査請求人は当該個人情報取扱事業者の患者で、a病院にセカンドオピニオンに行くため、a病院のセカンドオピニオンに必要な診療記録の写し、レントゲンフィルムの写し等の資料を受け取る日にちの変更をしいたいため、特定A日に当該個人情報取扱事業者の外来に電話をした。その際に看護師から、「貴方はセカンドオピニオンに行って病院を替えるつもりですか。当医院で手術をしないということですか。」と質問があったので、

「分かりません。」と答えた。この質問を含め、他の全ての質

問内容に違和感があったので、直後に会話をしたとおりに紙に書き留めておいた（提出資料6-1）。

特定B日に保有個人情報の開示をしてみると、この部分は、「セカンドオピニオン先での治療も検討していると。」と審査請求人は話している記録になっていた（提出資料6-2）。

特定C日の診察で、特定A日の質問について医師に尋ね、医師は「セカンドオピニオンに行くということは、どこで治療するか、どうやって治療するか等、尋ねて判断材料にするために行くことであるから、特定A日の時点では、なにも分からない。」ということであった（提出資料6-3）。

「セカンドオピニオン先での治療も検討していると。」という部分は事実でないので、個人情報保護法29条1項規定で訂正請求（提出資料6-4）し、事実と異なる指摘は、この質問内容には、分からないという以外答えようがない。「セカンドオピニオン先での治療も検討している。」とは話していない事実であって、a病院にセカンドオピニオンに行ったのは特定A日の後日、特定D日であるから、記録が書かれた特定A日の時点で、セカンドオピニオン先の治療の検討は物理的・合理的にできない。検討は調べたうえで考えることであるから、担当医の一つの治療方法（手術方法）しか提示されておらず、他の治療方法を判断する材料がない記録が書かれた特定A日の時点で、セカンドオピニオン先であるa病院の治療の検討は物理的・合理的にできない。訂正請求箇所は特定A日時点の事実ではない。

開示された記録（提出資料6-2）、紙に書き留めておいた証拠（提出資料6-1）、特定C日の医師との会話の録音証言を根拠（提出資料6-3）として添付のうえ訂正請求し、当該個人情報取扱事業者は同法29条2項規定で不訂正を決定し、同条3項規定で当該訂正請求回答書（提出資料6-5）の通知をした。

- b 当該訂正請求回答書の訂正等ができない理由欄は、「当該情報に誤りがあるとの指摘は正しくないため」であり、「主観で不訂正を決定した」等、審査請求人に説明している。

審査請求人は当該訂正請求回答書は不適正と判断して、当該認定個人情報保護団体に苦情相談した。認定個人情報保護団体の認定等に関する指針に基づく、当該認定個人情報保護団体の審査委員会から回答を受け取ったが、当該訂正請求回答書（提出資料6-5）は適正であるという当該苦情処理回答書（提出資料6-6）であった。

しかし、当該認定個人情報保護団体の審査会は、審査請求人に当該苦情処理の事情調査は実施していないので個人情報保護法 52 条 1 号規定に違反している事実、当該訂正請求箇所以外の記録の部分も含めて審査されている 54 条規定の目的外利用の禁止の違法、52 条 2 号規定の当該個人情報取扱事業者からの説明は当該苦情処理回答書に記載が一切ないことや、ほかにも当該苦情処理回答書からは当該認定個人情報保護団体と当該個人情報取扱事業者は利害関係にあるため、当該訂正請求回答書を弁護していると思料され、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の違法の疑いがある（提出資料 6 - 7）等、違反行為と思料することが多くあった。

- c 審査請求人は個人情報保護委員会事務局に行政手続法 36 条の 3 第 1 項規定で、当該個人情報取扱事業者等の当該申出をした。
- d 行政手続法 36 条の 3 第 1 項規定の申出の当該申出（以下「当該手続法申出」という。）の場合は、個人情報保護法 29 条 2 項規定の当該訂正請求回答書処分の取消しであり、当該手続法申出した行政手続法の目的に照らせば、審査請求人は行政手続法 17 条規定の参加人の立場（提出資料 5）で、相手方に不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる行政手続法 18 条規定で文書等の閲覧、24 条 1 項規定の調書の作成されたもの、及び 24 条 3 項規定の報告書の作成されたものを 24 条 4 項規定で閲覧をすることができるのだから、法 14 条 7 号柱書き及びイ規定該当の当該不開示情報を行政手続法 17 条規定該当の参加人の立場で知り得る状況に置かれている。

なお、聴聞の主宰が既にあったか否かは審査請求書添付 No. 3（個情第 1354 号）で全面的黒塗りつぶしであるため分からないが、当該手続法申出からは不利益処分がされた場合に法令上保護されるべき利益を受ける参加人の立場であるのだから、行政手続法 13 条 1 号ハ規定該当、同号ニ規定該当で聴聞があって然るべきと思料する。

また、行政手続法 36 条規定の趣旨は、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うことであるから、仮に「行政指導を行った」、「処分を行った」という文言が不開示情報に記載されていれば、法令の規定により客観的に了知している情報であるから、不開示情報に当該法人名は記載されているとの説明はなく、「行政指導を行った」、「処分を行った」という部分は開示情報とさ

れて妥当と思料する。

(イ) 審査請求人の当該権利利益を保護するために本件相談対応票の当該不開示情報を用いる必要性について

a 審査請求人はイ（ア）記載の当該手続法申出をしたが、目的は個人情報保護法 29 条 2 項規定の当該訂正請求回答書処分の取消しである。

仮にイ（ア）記載の当該訂正請求回答書処分の取消しがあれば当該個人情報取扱事業者等に違法はあったものとなり、当該訂正請求回答書処分の取消しがされなければ違法はなかったもので適正な当該訂正請求回答書となるが、個人情報保護委員会事務局の提出資料 2 保有していない個情 1353 号の「当該訂正請求回答書の取消しは自分でやって下さい。」という説明は不適正であり、監督権限行使ができるにもかかわらず、矛盾し瑕疵がある。

b 個人情報保護委員会事務局の監督権限行使の瑕疵について

(a) 提出資料 3 の平成 30 年 5 月 28 日付け補正書 6 ページに対し、平成 30 年 6 月 18 日付け事務連絡文書の審査請求について 2 番目○印、及び、平成 30 年 6 月 20 日付け事務連絡文書の審査請求について項目（4）についてで、「処分等の求めに対して当委員会が行った対応については、現時点で処分の有無も含めて特定されていない。現時点で当該訂正請求回答書処分の取消しに審査請求を行っても、要件を満たさない不適法な請求として却下の裁決がされると思われる。まずは個情 1353 号及び個情 1354 号の決定の取消しを求める審査請求を行い、処分等の求めに対して当委員会が行った対応について内容が明らかになれば、当該対応を不服とする審査請求を行うことが可能かと考えられる。」とされているところ、個人情報保護法 29 条 1 項・2 項規定の義務と権利は、どちらに正当な利益があるのか監督権限に基づく行使で判明させていない。

法令に基づく監督権限の行使、及び、医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針に基づけば、個人情報保護法 29 条 1 項・2 項規定の当該訂正請求回答書は、どちらに正当な利益があるのか義務と権利を判明させることはできるし、同法 42 条 1 項規定の条文は、「個人情報保護法 29 条 2 項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他を是正するために必要な措置をとるべ

き旨を勧告することができる。」であるから、仮に当該訂正請求回答書が適正であるなら、なぜ適正であるのか、個人情報保護委員会事務局は審査請求人に対し、説明しないのだから、開示しなければならないと思料する。

「当該訂正請求回答書の取消しは自分でやって下さい。」は明らかに不適正であって、提出資料3の平成30年5月28日付け補正書の補正書添付2（裁決書、平成29年10月17日、田総総第395号）を参考にみると、相当する事務の遂行で当該手続法申出に個人情報保護委員会事務局の監督権限行使はできると思料する。

(b) 審査請求書添付No. 3（個情第1354号）の対応方針は案で終了しており、監督権限行使に基づき必要な措置を取っていないと思料する。手続したという説明であるが、何の手続したのか矛盾し疑問である。

c 個人情報保護委員会事務局は当該手続法申出に対し、このような考え方でこのように進めるというような中間報告的な説明や確認事項も審査請求人に一切なく、結果通知は義務ではないことを理由に説明は不十分で、更に開示請求しても提出資料2個情1353号は記録を保有していない。また、当該対象文書の行政相談について当該処分庁は記録の保有をしているが、同委員会事務局では提出資料2個情1355号は記録を保有していない。更に提出資料4平成30年（行個）諮問第142号の理由説明書で他の文書の存在はないとされている。提出資料7総管管第201号（保有してしない）で、行政手続法第36条の3処分等の求めに対し、結果連絡のゼロ回答は適切ではないと言っている。

現在、審査請求人が知り得ている情報は、「手続した。相手方の不利益になるので後は何も話せない。」、「当該訂正請求書の回答取消しは自分でやって下さい。」のみで、したがって、当該訂正請求回答書処分の取消し、個人情報保護委員会事務局の当該対応を知ることができる残された手段は、本件相談対応票の開示と審査請求書添付No. 3（個情第1354号）の開示だけであるため、個情第1354号が開示されるか否かは分からないし、この本件相談対応票の当該不開示情報の開示を用いる必要がある。

審査請求人は、まだこれから先、提出資料3の平成30年6月18・20日付け事務連絡文書にあるように個人情報保護法29条2項規定の当該訂正請求回答書処分の取消しを個人情報保護委員会事務局に行政不服審査請求する予定があるので、同委

員会事務局の説明で当該対応等が記載されている本件相談対応票の当該不開示情報の開示を用いる必要がある。

したがって、仮に本件相談対応票の当該不開示情報が法14条7号柱書き及びイ規定該当であったとしても開示されたい。

(ウ) 開示し保護される審査請求人の当該権利利益が、当該不開示情報を開示しない当該利益に優越すると思料することについて

提出資料2個情1353号の保有していないが、「相手方の不利益になるので後は何も話せない。」と、本件相談対応票の調査結果欄の個人情報保護委員会事務局の説明に「病院側の利益が損なわれる可能性がある。」とあるが、当該不開示情報とされていることによって保護されている利益は、個人情報保護委員会事務局の当該対応等説明は当該個人情報取扱事業者等の処分に対し、個人情報保護法29条2項規定は不当な利益を与えていると思料するので、仮に本件相談対応票の当該不開示情報が法14条7号柱書き及びイ規定該当であったとしても開示されたい。

当該手続法申出で個人情報保護委員会事務局に提出済みであるが、同委員会事務局は監督権限行使で当該訂正請求回答書処分の取消しはすべきものと考えられ、当該個人情報取扱事業者等からは判断の該当とされているが、提出資料8-1から当該訂正請求箇所は電話でのやり取りで記載された記録で、保有個人情報を開示したものであるから、確実に事実の該当であること、提出資料8-2の審査会の判断の理由4ページ3訂正の要否について(請求事項1・13)に照らせば、当該訂正請求箇所は事実ではないので利用目的の達成に必要な範囲内ではない。当該個人情報取扱事業者の利用目的の達成に必要な範囲内は、矢印(→印)から後に記載された部分であると思料すること、提出資料8-2の審査会の判断の理由6ページ(4)別紙2に掲げる請求事項3についてに照らせば、どの時点で事実であるか否かで事実とされていることの判断がされているので、当該訂正請求箇所は文書中の一部を訂正すべきと思料すること、提出資料9の改めた当該訂正請求書には、①どの事実の部分の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でない判断したか、③どのような表記に訂正すべきと考えているか、明確に説明しているし、及び事実でない根拠づけられる証拠の提出もしているため、個人情報保護法29条2項規定は個人情報取扱事業者の義務であるのだから、審査請求人の当該権利利益は同委員会事務局の監督権限の行使に基づく対応等で保護されるべきが妥当と思料する。

したがって、個人情報保護委員会事務局の説明の当該対応等が記載されている本件相談対応票の当該不開示情報は当該処分庁が開示

しない当該利益は劣り、開示することにより当該開示請求者の当該利益が優越すると思料する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年10月17日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について開示請求があった。

これに対して、処分庁は、開示・不開示の判断を行うに当たって、法14条各号の該当性についての検討に時間を要するため、法19条2項の規定により平成29年12月18日まで開示決定等の期限の延長を行った。

これに対し審査請求人は、平成29年12月25日付けで、開示決定等の期限を過ぎても開示されないのは違法であり不作為に当たるとして、速やかな開示を求める審査請求を行った。

諮問庁は、不作為庁において、審査請求人に対し、速やかに開示することが相当であるが、請求された保有個人情報の一部に、個人情報保護委員会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が含まれていることから、当該部分を不開示として開示決定することが必要であると考え、平成30年3月26日付けで、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した。

平成30年5月23日付けで、情報公開・個人情報保護審査会から、本件不開示部分は、審査請求人から受けた行政相談に関して関東管区行政評価局が個人情報保護委員会に聴取した内容であり、同委員会が個人情報取扱事業者等に対してどのような調査・検査手法等で調査・検査を行ったということが具体的に記載されていると認められ、これを開示すると、同委員会が行う個人情報取扱事業者等に対する調査・検査手法等が具体的に明らかになると認められることから、今後、同委員会による調査・検査を受ける個人情報取扱事業者等において対策を講ずることが可能になり、その結果、同委員会による調査・検査において正確な事実の把握が困難になり、同委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である旨の答申（先例答申）を受領した。

諮問庁は、平成30年6月5日付けで、不作為庁に対し、審査請求人による平成29年10月17日付け保有個人情報の開示請求に対して、速やかに一部を不開示として開示決定を行うよう求める裁決を行った。

上記裁決を受け、処分庁は、相談対応票（特定受付番号）及びその添付資料（本件相談対応票）を開示対象保有個人情報として特定し、本件相談対応票の一部を不開示として、原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、不開示とされた箇所の開示を求めて、8月8日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求された保有個人情報

審査請求人が開示請求を行った保有個人情報は、①特定年月日 A に行政相談窓口において開示請求人の電話に対応した行政相談の記録及び②特定年月日 B に行政相談窓口において開示請求人の電話に対応した行政相談の記録である。

3 審査請求の趣旨

審査請求書に記載されている審査請求の趣旨及び理由はおおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、法 14 条 7 号柱書き及びイ該当の「支障」「おそれ」について、法的保護に値する蓋然性を具体的に説明していない。不開示とされている部分が開示されても、個人情報保護委員会が行う個人情報取扱事業者等に対する調査・検査手法等が明らかにならないし、同委員会による調査・検査を受ける個人情報取扱事業者等において対策を講ずることは可能とならない。
- (2) 法 1 条と 14 条 7 号柱書きは、当該情報を開示することにより計られ得る個人の権利を衡量した上でなお個人情報保護委員会の適正な事務の遂行が当該情報を非開示とすることにより保護に値する情報でない。本件相談対応票の開示されている部分には、どのような事実の内容であるか具体的な記載はされていないのだから、実質的な支障が生じるおそれ、正確な事実の把握を困難にするおそれの実質・確実なものはない。

4 諮問庁の意見等

開示請求を受けた相談対応票には、審査請求人の相談内容、関東管区行政評価局の調査結果、審査請求人への回答内容等が記録されている。

本件相談対応票の調査結果欄には、関東管区行政評価局が聴取した個人情報保護委員会の調査・検査手法等が具体的に記載されている。本件不開示部分を開示することにより、同委員会が行う個人情報取扱事業者等に対する調査・検査手法が明らかになることから、今後、同委員会による調査・検査を受ける個人情報取扱事業者等において対策を講ずることが可能になり、その結果、同委員会による調査・検査において正確な事実の把握が困難になり、同委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、本件不開示部分は、法 14 条 7 号柱書き及びイに該当することから不開示としたものである。

なお、平成 30 年 5 月 23 日付けの情報公開・個人情報保護審査会答申（先例答申）において、本件不開示部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当すると認められるため、不開示とすることが妥当であるとされている。

5 結論

以上のとおり、処分庁の決定どおりに一部を不開示として開示することが必要である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月15日 審議
- ④ 同月26日 審議
- ⑤ 同年11月2日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑥ 平成31年2月4日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件相談対応票に記録された保有個人情報であるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。なお、原処分は、先例答申を受けた裁決（平成30年6月5日付け裁決）を踏まえて行われた決定である。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、法14条7号イの不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会は、先例答申において、本件対象保有個人情報の不開示部分の不開示情報該当性について判断しているところである。

そこで、本件諮問に伴い、当審査会において上記の不開示部分の不開示情報該当性について改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、その判断は先例答申と同旨であり、下記(2)のとおりである。

- (2) 本件不開示部分は、審査請求人から受けた行政相談に関して関東管区行政評価局が個人情報保護委員会に聴取した内容であり、同委員会が個人情報取扱事業者等に対してどのような調査・検査手法等で調査・検査を行ったかということが、具体的に記載されていると認められる。

そうすると、これを開示すると、個人情報保護委員会が行う個人情報取扱事業者等に対する調査・検査手法等が具体的に明らかになると認められることから、今後、同委員会による調査・検査を受ける個人情報取扱事業者等において対策を講じることが可能になり、その結果、同委員会による調査・検査において正確な事実の把握が困難になり、同委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号

イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同号柱書き及びイに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

相談対応票（特定受付番号）及び添付資料（本件相談対応票）